

平成26年度版

札幌市

医療安全支援センター 事業概要

— 市民と医療提供施設のよりよい関係をめざして —

も く じ

- はじめに…………… P 1
- 札幌市医療安全支援センターの概要…………… P 1
- 札幌市医療安全相談窓口…………… P 2～11
 - 市民相談状況…………… P 2
 - 市民相談事例…………… P 3～11
- 講習会・セミナー…………… P 12～13
- 札幌市医療安全推進協議会…………… P 14

はじめに

札幌市では、平成16年度に「札幌市医療安全相談窓口」を開設し、市民からの様々な医療に関する相談に対応しております。平成18年度には「札幌市医療安全推進協議会」を発足させ、この2つを柱とする「札幌市医療安全支援センター」を保健所内に設置し、中立的な立場から、市民と医療提供施設間の問題解決の支援を行っているところです。

本センターの設置以降、医療安全相談窓口に寄せられる市民相談は年々増加し、平成20年度からは、毎年度1,000件を超える多くの相談が寄せられ、平成26年度は過去最大の1,894件の相談がありました。相談内容は、例年、診療内容や医療従事者の対応・態度に関するものが多数を占めております。

本事業概要では、このような医療安全相談窓口寄せられた市民相談の状況や相談事例を中心に、札幌市医療安全支援センターの代表的な事業を紹介しております。実際の相談事例等を知ることは、日々患者さんと接する医療従事者の皆様にとっても大変有意義なことであると考えられます。

本事業概要が、多くの医療提供施設の皆様に活用され、安全・安心な医療の提供及び患者さんとの信頼関係の構築の一助となることを期待しております。

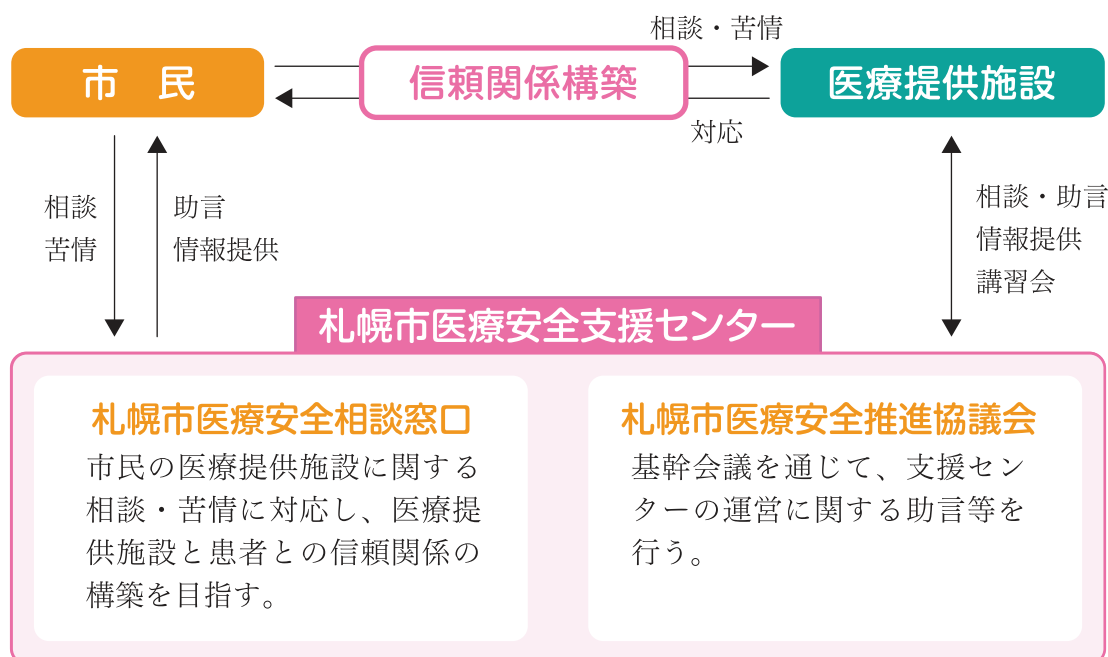
また、札幌市では、医療施策のさらなる推進を目指して、平成23年度に「さっぽろ医療計画」を策定いたしました。本計画の中で、医療安全対策は重要な施策の一つとして位置付けております。平成25年度には、さっぽろ医療計画の一環として、医療に関する基礎知識を市民にわかりやすく情報提供する冊子「さっぽろ医療ガイド」を発行いたしました。市民が、身近な地域で安全・安心な医療サービスを選択し、主体的に医療に参加できるよう、このような取組も行っています。

最後に、この事業概要の取りまとめにあたり、多大な御協力をいただきました札幌市医療安全推進協議会の委員の皆様をはじめ、関係各所の皆様方に心から感謝申し上げます。

札幌市保健福祉局医務監 館石 宗隆

札幌市医療安全支援センターの概要

札幌市医療安全支援センター（以下「支援センター」という。）は、医療法第6条の11に基づき設置され、札幌市医療安全相談窓口（以下「相談窓口」という。）と札幌市医療安全推進協議会（以下「協議会」という。）を柱として、市民と医療提供施設の信頼関係の構築を目指している。



札幌市医療安全相談窓口

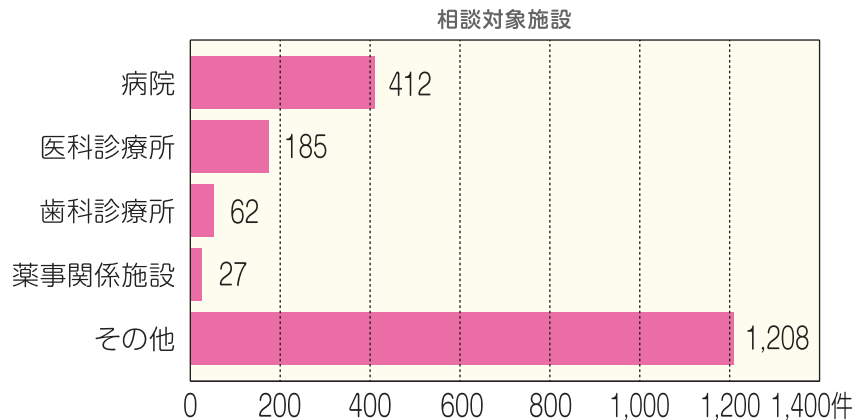
相談窓口では、市民からの医療提供施設に関する相談・苦情に対応し、中立的な立場から助言・情報提供等を行うことにより、市民と医療提供施設間の問題解決の支援を行っている。

平成26年度 市民相談状況

平成26年度 (H26.4.1 ~ H27.3.31) **1,894件** (参考:平成25年度 1,637件)

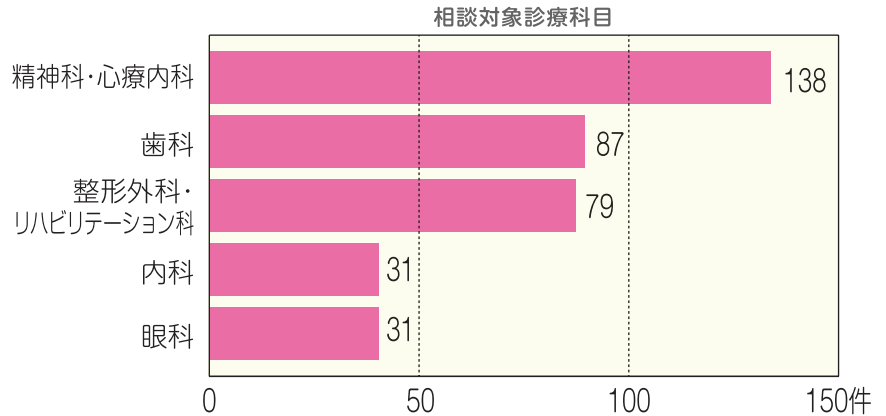
相談対象施設

- ・全体の約5分の1が病院に関する相談であった。
 - ・施設判明分において、病院が大部分を占める傾向は、昨年度と同様であった。
- ※「薬事関係施設」
薬局、医薬品・医療機器販売業者等
「その他」
施術所、施設が明らかでないもの等



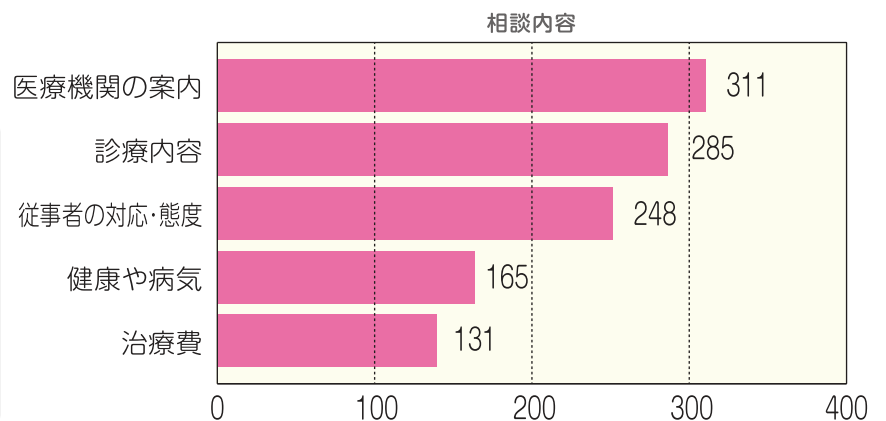
相談対象診療科目

- ・昨年度と同様に「精神科・心療内科」に対する相談が最も多かった。
 - ・「精神科・心療内科」、「歯科」、「整形外科・リハビリテーション科」、「内科」が上位となる傾向は、昨年度と同様であった。
- ※診療科目が判明したものの内、上位5科目を掲載。



相談内容

- ・「医療機関の案内」に関する相談が最も多く、次いで「診療内容」に関する相談が多かった。
 - ・「医療機関の案内」、「診療内容」及び「従事者の対応・態度」が上位となる傾向は、昨年度と同様であった。
- ※相談者の主訴に基づいて分類し、上位5項目を掲載。



※「相談状況」の詳細については、札幌市医療安全支援センターのホームページに掲載しております。
ホームページアドレスは裏表紙を参照ください。

市民相談事例

平成26年度に市民から相談窓口寄せられた相談事例を紹介します。

この相談事例をもとに「自分たちならどうするか」、「より良い対応はないだろうか」など、医療提供施設のスタッフの皆様で話し合っていただくことを期待しています。

診療内容

相談事例1

整形外科で定期的に注射を打っていたが、注射後に体調が悪くなるが多かったため、医師と相談の上で錠剤の薬を服用することとなった。これに伴い血液検査の頻度が3か月に1度から1か月に1度になったが、そんなに検査が必要なのか。

相談事例2

レントゲンを毎週撮影されるが、身体に影響はないだろうか。

相談事例3

足を骨折してギブスをつけ、全治4週間と言われた。しかし、治りが悪かったため、超音波治療又はボルトを入れる手術のどちらかの治療方法を選択するよう医師に言われた。
最初から手術をした方が早く治ったのではないか。

対応1～3

診療内容については、医師の医学的判断に基づくものであるため、相談窓口で判断することはできないと説明した。

まずは主治医とよく話し合い、疑問に思うことなどについて相談してみてもどうかと助言した。

また、医療機関によっては、患者相談窓口を設置している場合もあるので、そちらの窓口も利用してはどうかと助言した。

アドバイス

相談窓口寄せられる相談で毎年多いのが「診療内容」に関することです。

診療内容については、相談窓口でその当否を判断できるものではありませんので、主治医とよく相談するように説明しておりますが、「聞いても十分な説明をしてくれない」、「病院が信用できない」など、医療提供施設と患者さんとの信頼関係が十分に構築されていないことが一因と思われる事例があります。

また、「必要ない検査をしている」とう相談もあれば、「検査をほとんどせずに薬だけ出している」という相談もあります。検査を行うとき、あるいは患者さんからの希望があった検査を行わないときは、その目的や必要性などを患者さんに説明することが重要です。

患者さんへ丁寧な説明を行い、良好な信頼関係を保てるよう、御配慮願います。

従事者の対応・態度

相談事例1

94歳になる父の食欲がなかったため医療機関を受診したところ、父の目の前で医師が「今悪いところが見つかったとして、どうしたいんだ」と威圧的に言った。

高齢者に負担のない検査はないか聞いても「そんなことして何になるんだ」と言われた。

父が帰り際に「生きるのがしんどいね」と言っていた。

相談事例2

自分は太っており、診察のたびに「太りましたね」と言われる。言わないでほしいと言っても毎回言われる。このような言動があるため、受診したくない気持ちが強くなってきており受診するのがつらい。

相談事例3

調剤薬局へ行ったところ非常に混んでおり、1時間半程度待たされた。混んでいる理由を事務員に聞いたところ、「皆さんお待ちですから」と冷たく言われた。友人から「他の薬局では同じように混んでいてもそんなに時間はかからない」と聞いたため、後日そのことを言ったところ、「それであればそういう薬局に行けばいい。迷惑なのでもう来ないでほしい」と言われた。

対応1～3

相談内容を傾聴した上で、従事者の対応・態度については、個人の資質によるところが大きく、法令等で規制されている事項ではないため、指導できないことを説明した。病院内に設置されている患者相談窓口や診療所・薬局等の管理者に相談するなど、医療提供施設側とよく話し合うよう助言した。

相談者が医療提供施設への伝達を希望した事例では、このような申し出があったことを施設にお伝えした。

アドバイス

医療従事者の対応・態度が悪い、という相談は非常に多く寄せられております。中には、「このような病院は許可を取り消すべきである」、「こんなひどい医師は免許を取り上げるべきだ」と訴えて来られる方もいらっしゃいます。

医療従事者の対応・態度については、保健所で指導できる内容ではありませんが、相談者からの希望があれば、医療提供施設へ相談内容について情報提供をさせていただく場合もあります。その際は、医療提供施設内で情報を共有していただき、改善すべき点はなかったかどうかなどについて検討していただくよう、お願いいたします。

【関係法令】

■ 医療法第15条第1項

「病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところのないよう必要な注意をしなければならない。」

■ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。)第8条第1項

「薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その薬局の業務につき、必要な注意をしなければならない。」

相談事例1

帝王切開の際、誤って腸を切断してしまったと医師から説明があった。
このようなことは一般的に起こりうる事なのか。病院と話し合いを進めていく上で、気を付けることはあるか。

対応1

相談窓口では本事例が一般的に起こりうるかどうかはわからない。病院と話し合いを進める上では、正確性を期すため、文書でやり取りするなどしてはどうかと説明した。
また、法律上の相談先として、医療ADR及び札幌医療事故問題研究会を案内した。

相談事例2

奥歯の治療中に治療器具が折れ、器具が歯の中に残ったまま冠をかぶせられた。歯の中に残った器具だけを取り除くことはできないため歯を抜かなければならないということだった。
今後の治療費を当院に負担してもらいたいと考えているが、どのようにしたら良いだろうか。

対応2

まずは治療費の負担を含め、治療方針などについて歯科医師とよく話し合う必要がある。治療費の負担について折り合いが付かない場合は、弁護士に相談することが考えられると説明した。
また、訴訟以外にも医療ADRという紛争解決制度があると説明した。

相談事例3

病院に入院している母親が、歩行器から転倒し骨折した。原因は歩行器の車輪のねじが緩んでいたためであり病院側はミスを認めている。また、病院が治療費を負担するとのことであった。見舞いの交通費についても補償してほしいと伝えたところ、それは難しいと返答があった。交通費については補償してもらえないのだろうか。

対応3

治療に関する補償の範囲について病院とよく話し合い、書面にすることを勧めた。
補償内容について不満がある場合は、弁護士等に相談することも一つの方法であると伝えた。

アドバイス

「医療事故・医療過誤」の相談件数は毎年上位となっておりますが、相談者から「医療事故ではないのか」という申し出があったものを計上しておりますので、必ずしも医療事故等として認定されたものではありません。

医療機関側としては通常の治療を行っていても、患者さん側が医療ミスではないかと疑い、医療従事者の責任を問いたいという相談も多く寄せられております。

医療事故かどうかを相談窓口で判断することはできませんので、弁護士等に相談することを案内しておりますが、訴訟には時間も費用もかかりますので、できれば訴訟とならないよう、患者さんから医療事故・診断ミスであるなどの相談を受けた際には、診断内容や治療の経緯・結果等について、十分な説明を行うことが望ましいと考えます。

一方、事例にあるように、医療機関側の責任で患者さんに健康被害が発生した場合には、患者さんやその家族の方に丁寧な説明を行うとともに、再発防止のための対策をとることも重要です。このように、院内でインシデント・アクシデントが発生した場合には、必要な処置を行った後、院内規定等に従って報告を行い、責任者の指示を仰ぎましょう。また、インシデント・アクシデントの記録を残すとともに、スタッフ間で情報共有することも大切です。

【関係法令】

■ 医療法施行規則第1条の11第1項第4号

医療機関の管理者は、「医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること。」

【参 考】

■ 札幌弁護士会紛争解決センターが運営する医療ADRについて

裁判より早く(3か月以内での解決を目指しています)かつ少額の費用で、話し合いによる解決を図ることが期待できます。

患者さん、ご家族だけでなく、医療機関も申立てを行うことができます。

医療事故について患者さん側の代理人として取組むことのできる弁護士1名、医療機関側の代理人として取組むことのできる弁護士1名の合計2名の弁護士が調停人として、中立的な立場で調停を行います。

手続、費用の詳細につきましては、札幌弁護士会にお問い合わせ下さい。

札幌弁護士会ホームページ:<http://www.satsuben.or.jp/>
電話:011-251-7730

相談事例1

以前入院した病院では病衣を70円で貸していたが、今回入院した病院では洗濯込みで140円であった。洗濯は自分でできるにもかかわらず、高額な支払いをしなければならなかった。

また、病室にごみ箱が無いため借りたところ、バスタオルやフェイスタオルなどとセットで借りる必要があり高額な費用を請求された。費用の設定方法がおかしいのではないか。

対応1

療養の給付と直接関係ないサービス等について徴収する費用については、社会的にみて妥当適切な範囲内で医療機関が決定できるため、行政機関で指導できるものではないと説明した。病院への情報提供を希望されたため、費用設定の参考意見として伝達した。

相談事例2

ある歯科医院で矯正治療を行っていたが、トラブルがあったため別の歯科に転院した。最初の医院にはすでに治療費を〇〇万円払っていたが、歯科医師からは「一部返金するので、計算してから折り返し連絡する」と言われた。ところが、後日「もらったものは返さない」と言われた。

相談事例3

皮膚科の病院で顔の黒子部分だけでなく、頬全体にレーザーを当てられ、頬の山になっている部分が削れてしまい跡が残った。診療費について病院が全額負担するよう求めたい。

対応2～3

治療費については、保健所で対応できるものではないため、直接医療機関と話し合いをするか、訴訟等で司法の判断を仰ぐこととなると説明した。

アドバイス

治療費等については、上記の他にも「大した処置はしていないのに〇〇円も取られた」、「おむつ代が高い」などの相談も寄せられています。必要があって算定されたものであっても、治療費に関する制度は複雑であるため、患者さんとしては不当に高額であると感じる場合もあるようです。費用に関する質問があった際には、患者さんに対し、算定根拠となる資料を示すなど、適切に説明することが重要です。

また、診療契約の内容に対する認識が互いにずれていたことから、トラブルになることもあります。診療契約を結ぶ際には、患者さんに対し治療の内容や必要性を説明するとともに、契約内容について、文書で取り交わすなど十分な情報提供を行いましょう。

相談事例

歯科医師がときどきマスクや手袋をしていない。

対応

手袋やマスクは装着が義務付けられているものではないが、歯科医院に相談があったことを伝達し、相談内容を院内で共有するとともに対応を検討するよう要請した。

アドバイス

事例のように医療従事者がマスクや手袋をしていないという相談が寄せられています。

マスクや手袋の着用により全ての院内感染対策ができるわけではありませんが、特に手指衛生は院内感染対策のために最も基本的な事項となりますので、スタッフへの周知・徹底をよろしく願いいたします。

なお、平成26年度のノロウイルスによる院内感染は、平成25年度と同程度で数件の発生事例が保健所に報告されました（報告基準は下記の【参考】のとおり）。

各施設ではノロウイルス対策マニュアル等を作成していただいていると思いますが、マニュアルが各スタッフに浸透せず、院内感染が発生している事例が見られます。

【参考】

■ 感染性胃腸炎（疑）院内発生時の報告基準について

- ア 同一の感染症による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

インフォームドコンセント

相談事例1

訪問診療で医師が来た際に、専門用語で説明されるためよく分からない。文書で渡す決まりなどはないのか。

相談事例2

妻が初産であったため自然分娩を望んでいたが、納得いく説明がない中で帝王切開手術をすることになった。

対応1~2

医療従事者は、適切な説明を行い、患者の理解を得るよう努めることとされているので、まずは医療機関に対して説明を求め、その点を確認してみてもどうかと伝えた。

アドバイス

事例にあるように、説明もなく処置・検査をされたという相談が寄せられています。医療機関側としては説明したつもりでも、患者さんにうまく伝わっていないことがあり、このようなトラブルが発生することがあります。

日頃から、医療従事者と患者さんがコミュニケーションをとりやすい環境を整え、治療方針などの説明を適切で分かりやすく行うように心がけましょう。

【関係法令】

■ 医療法第1条の4第2項

「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。」

情報開示

相談事例

7年前に夫が病院で亡くなった。以前より、病院に対してカルテ開示を求め続けているが「本人の不利益になるため、家族とはいえ開示することはできない」と言われている。こちらとしては、飲んでいた薬や手術の履歴等を知りたいだけである。

対応

カルテは、本人からの求めに対しては原則開示の義務があるが、家族からの請求に対する対応は病院側の判断となる。医療ADRという弁護士が仲介役となり話し合いでの解決を目指すシステムがあり、裁判よりも安価かつ短期間で解決が期待できると伝えた。

アドバイス

「カルテを開示してくれない」、「検査結果を見せてもらえない」など、情報開示に関する相談が寄せられております。

患者さんの個人情報については、本人からの申し出があった場合は、原則開示することとされております。患者さんとのトラブルを未然に防止するため、下記の通知を参考に、院内規則等で開示のルールを定めておくと良いでしょう。

【関係法令】

■ 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(厚労省通知)

<<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/>>

相談事例

自分は視覚に障害がある。盲導犬を受入れてくれない病院が多い。

対応

盲導犬や介助犬は医療機関等への受入が法的に義務付けられていると説明した。

アドバイス

身体障害者補助犬法により、不特定多数の者が利用する施設（病院、商業施設、飲食店など）において、やむを得ない場合を除き、補助犬の同伴を拒んではならない、とされていますのでご注意ください。

その他応召義務については「紹介状がないと診られないと言われた」、「理由もなく診療を拒否された」などの相談が多く寄せられています。紹介状がない場合は、「紹介状があれば、スムーズに診療を受けられるので、以前通っていた医療機関からもらうことはできませんか」など、丁寧に説明すると良いでしょう。

また、診療拒否をしたつもりがなくても、患者さんがそのように感じてしまうこともあります。このような場合は、「〇〇の症状についてはうちで診ますので、△△の症状については、△△科に診てもらってはどうか」という説明をすれば、患者さんも不安に感じることはないと思われれます。

【関係法令】

■ 医師法第19条第1項

「診療に従事する医師は、診察治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」

■ 医薬品医療機器等法施行規則第11条の11

「薬局開設者は、調剤の求めがあった場合には、その薬局で調剤に従事する薬剤師に調剤させなければならない。ただし、正当な理由がある場合には、この限りでない。」

■ 薬剤師法第21条

「調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。」

※正当な事由とは…

- ・ 医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合
- ・ 休日夜間診療所、休日夜間当番医制などの方法により地域における急患診療が確保され、かつ、地域住民に十分周知徹底されているような休日夜間診療体制が敷かれている場合において、医師が来院した患者に対し、休日夜間診療所などで診療を受けるよう指示する場合（ただし、必要な応急の措置を施さねば患者の生命、身体に重大な影響が及ぶおそれがある場合を除く）
- ・ 社会通念上妥当と認められる場合

相談事例

パッケージが似ている2つの医薬品を取り違えて調剤した、と薬局から相談窓口へ報告があった。

対応

薬局から患者に丁寧に説明し、一応の納得は得られた。当該医薬品を保管している引出しを移動し、区別するとともに、処方監査の強化を行ったとのこと。

アドバイス

事例では、患者さんの命に別状はなかったとのことですが、体調不良を訴えていたことから大きな事故につながった可能性もあります。再発防止に向け、しっかりと対策を行い、従事者に周知・徹底することが必要です。

【関係法令】

■ 医療法第15条第1項

「病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところのないよう必要な注意をしなければならない。」

■ 医薬品医療機器等法第8条第1項

「薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その薬局の業務につき、必要な注意をしなければならない。」

医療安全講習会

支援センターでは、医療提供施設における医療安全対策の推進を図ることを目的に、毎年度、医療安全講習会を開催している。

平成26年度は「医療機関における火災等の事故防止のために」をテーマとして、2回開催した。

「医療機関における火災等の事故防止のために」

- ・ 日時：平成26年10月22日（水） 19：00～20：30
平成26年10月27日（月） 19：00～20：30
- ・ 場所：WEST19 5階講堂（札幌市中央区大通西19丁目）
- ・ 講師：日本光電北海道株式会社 柴田 浩文 氏
- ・ 参加者数：588名



院内感染対策セミナー

各医療機関の実情に即した院内感染対策の向上を図るため、病院の看護師を対象に、少人数制による参加型のセミナーを開催した。

平成26年度は、「感染対策の基本である標準予防策に関する知識と手順」をテーマに3回開催し、講義・演習（吐物処理方法）・Q&Aを行った。

●テーマ

「感染対策の基本である 標準予防策に関する知識と手順」

- ・日時：平成26年11月18日（火）18:00～20:00
平成26年11月20日（木）18:00～20:00
平成26年12月1日（月）18:00～20:00
- ・講師：定山溪病院 感染管理認定看護師
小池 ひとみ 氏
- ・場所：WEST19 2階研修室（札幌市中央区大通西19丁目）
- ・参加者数：58名



市民対象の講座(出前講座)

「出前講座」は、市民グループなどからの申込みに応じて、札幌市職員が地域に出向き、市の事業等について説明を行うものであり、平成23年度から、医療安全に関する出前講座「かしこい患者になりましょう！～上手なお医者さんのかかり方」を実施している。

出前講座

「かしこい患者になりましょう!～上手なお医者さんのかかり方」

- ・講師：札幌市保健所医療政策課職員
- ・内容：医療に関する市民相談事例の紹介、医療機関を受診する際の留意事項等
- ・実施回数：30回（町内会：12件 老人クラブ：3件 など）
- ・参加者数：938名

札幌市医療安全推進協議会

協議会では、札幌市の医療安全施策及び医療安全支援センターの運営方針等について、評価・助言・提案等を行っている。

平成26年度は、医療安全対策全般について検討する「基幹会議」を2回開催した。

会議要旨

第1回基幹会議（平成26年7月15日）

【札幌市医療安全支援センターの年間の活動について協議】

- 平成25年度 札幌市医療安全推進協議会基幹会議及び医療安全推進事業の実施報告
・「市民相談結果の概要」及び「医療安全講習会の実施結果」等について報告し、了承を得た。
- 平成26年度 札幌市医療安全推進協議会の運営方針及び医療安全推進事業について
・基幹会議の運営方針、医療安全講習会及び院内感染対策セミナー等の開催予定について説明し、了承を得た。

第2回基幹会議（平成27年2月4日）

【相談事例の紹介及び講習会等について協議】

- 医療安全相談窓口に寄せられた相談の報告について
- 医療安全講習会等の結果報告について
・平成26年度に実施した医療安全講習会・院内感染対策セミナーについて報告し、了承を得た。
- 次年度の医療安全講習会等について協議
・医療安全講習会は「院内感染対策」をテーマとすることで、了承を得た。
・院内感染対策セミナーは、引き続き実施することで、了承を得た。

本会議の資料等は、札幌市医療安全支援センターのホームページに掲載しております。ホームページアドレスは裏表紙をご覧ください。

* 札幌市医療安全相談窓口のご案内 *

札幌市医療安全支援センターでは、市民からの医療提供施設に関する相談に対応し、問題解決の支援を行うための窓口として、札幌市医療安全相談窓口を設置しております。

相談専用電話：011-622-5159

受付時間：9:00～12:00 13:00～15:00

(月～金曜日；祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く。)

* 医療提供施設の皆様へのお願い *

札幌市医療安全支援センターに寄せられた市民からの相談について、医療提供施設へ情報提供させていただく場合がございます。患者と医療提供施設とのより良い信頼関係を構築するための助言と位置付けておりますので、御理解・御協力をお願いいたします。

札幌市医療安全推進協議会委員

小山田 玲 子	北海道大学病院感染制御部看護師長
今 眞 人 (会 長)	札幌市医師会副会長
佐々木 弘 好	札幌病院薬剤師会 常任理事
佐々木 眞理子	市立札幌病院 医療安全担当課長
砂 山 圭 子 (H26. 8. 1～)	北海道看護協会常務理事
高 橋 結 子 (～H26. 7. 31)	北海道看護協会専務理事
中 川 英 俊 (副会長)	札幌歯科医師会理事
中山 礼 奈	北海道医療ソーシャルワーカー協会副会長
南須原 康 行	北海道大学病院医療安全管理部長
毛 利 節	札幌弁護士会
山 田 武 志	札幌薬剤師会副会長

(50音順 敬称略)

*札幌市医療安全支援センターの活動については、札幌市公式ホームページ内に掲載しております。

札幌市医療安全支援センターについてのホームページアドレス

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f78anzenshien/index.html>

札幌市医療安全支援センター事業概要(平成26年度版)

平成27年(2015年)9月発行

発行(事務局)：札幌市保健福祉局保健所医療政策課

電話：011-622-5162